市報
にいがた

平成8年
10月13日
第1546号

発行日 毎週日曜日　発行 新潟市　〒951 学校町通1-602-1　編集 総務部広報課　印刷 ㈱第一印刷所

市の人口 〈9月末現在〉

人口	485,588人	(−15)
男	235,995人	(−14)
女	249,593人	(− 1)
世帯数	178,701	(+99)

住民基本台帳による。( )は前月比

県知事選挙 衆議院議員選挙は10月20日

十月二十日は、県知事選挙と衆議院議員総選挙および最高裁判所裁判官国民審査の投票日です。

投票時間は、午前七時から午後六時までです。貴重な一票を大切に投票しましょう。

◆**投票できる人**　選挙権の要件などは表1の通りです。

◆**投票所入場券**　投票所入場券は、一枚のはがきに三名連記になっています。投票日当日は、投票所を確認の上、各人ごとに切り離し、自分の氏名を確かめてお持ちください。

なお、入場券を紛失された場合は、当日投票所の受付係へ申し出てください。

◆**選挙公報**　候補者の政見や経歴などを掲載した選挙公報を、県知事選挙は十七日に、衆議院議員総選挙および最高裁判所裁判官国民審査は十八日の新聞折り込みで各家庭に配布します。

新聞未購読世帯へは郵送するほか、市役所案内、各地区事務所・連絡所などにも備えます。

◆**不在者投票**　投票日に、出張などのやむを得ない理由で投票所へ行けない人は、不在者投票ができます。

期間　投票日前日の十月十九日まで

時間　午前八時半～午後五時（土・日曜日も同じ）

投票所　市役所第二分館一階、各地区事務所

持ち物　印鑑、投票所入場券

表1　選挙権の要件など

選挙権		住所移動した人の投票所		
年齢要件	住所要件	市内転居	県知事	衆議院（国民審査）
日本国民で昭和五十一年十月二十一日までに生まれた人	平成八年七月七日までに本市の住民基本台帳に登録され、引き続き居住している人	●平成八年九月二十四日までに転居手続きをした人は新しい住所地の投票所 ●平成八年九月二十五日以降に転居手続きをした人は前の住所地の投票所	県内の他市町村からの転入（本市からの転出） 平成八年六月二十日以降に県内の他市町村から本市に転入（本市から転出）し、七月八日以降に転入手続きをした人は、現住所の市町村長から「引き続き県内に住所を有する旨の証明書」の交付を受け、その証明書を前住所地の投票所へ提示すれば投票できます。ただし、前住所地の市町村の選挙人名簿に登録されていることが必要です	他市町村からの転入 平成八年七月八日以降に転入手続きをした人は、前の住所地の投票所で投票できます。ただし、前住所地の市町村の選挙人名簿に登録されていることが必要です 他市町村への転出 平成八年六月二十日以降に転出した人は、登録されている投票所で投票できます。ただし、本市の選挙人名簿に登録されていることが必要です

◆**指定病院などの不在者投票**　指定病院（おおむね五十床以上）などに入院している人は、病院で投票することができますので、病院事務室などに申し出てください。

◆**身体障害者の郵送による不在者投票**　身体障害者手帳または戦傷病者手帳をお持ちの人で、表2に該当する人、または両下肢などの障害の程度がこれらの障害の程度に該当することについて、市長や県知事が書面で証明した人は、次の書類と手続きで郵便による投票ができます。

郵便投票証明書　市選挙管理委員会へ身体障害者手帳または戦傷病者手帳を添えて申請してください。証明書は四年間有効です。

投票用紙の請求　十月十六日までに郵便投票証明書を提示して市選挙管理委員会へ請求してください。

表2　郵便で不在者投票できる人

手帳	障害の種類	障害の程度
身体障害者手帳	両下肢、体幹、または移動機能の障害	一級、または二級
身体障害者手帳	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸または小腸の障害	一級、または三級
戦傷病者手帳	両下肢、または体幹の障害	特別項症から第二項症まで
戦傷病者手帳	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸または小腸の障害	特別項症から第三項症まで

◆**投票の順序**　投票の順序は、新潟県知事と衆議院小選挙区選出議員を先に行い、その後に衆議院比例代表選出議員および最高裁判所裁判官国民審査を同時に行うことになります。ご注意ください。

問い合わせ　市選挙管理委員会（☎内線3303番）へ

知的障害者施設も併設

特養ホーム"あしぬま荘"短期入所の増設工事進む

高齢者の在宅福祉の充実と、障害者の小規模福祉作業所の法人化を図ろうと、特別養護老人ホーム「あしぬま荘」では、短期入所施設、痴ほう専用デイサービスセンターの増設と併せ、知的障害者授産施設の建設工事が着々と進められています。

増築部分は鉄筋コンクリート造り二階建て。一階に痴ほう専用デイサービスセンターと、知的障害者授産施設を併設。二階には、ベット数四十床を備えた短期入所施設を設置します。

現在、あしぬま荘では、短期入所施設、デイサービスセンター、在宅介護支援センターを開設。高齢者の在宅福祉サービスを提供してきました。特に短期入所は開設以来利用者が多いことから、新たに四十床を増設。市内で二カ所目となる痴ほう専用デイサービスセンターも新設します。

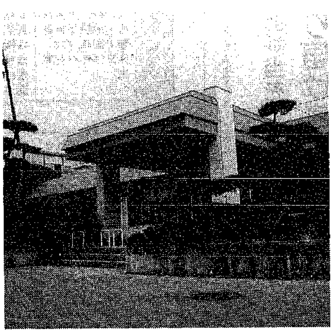
増築工事が進むあしぬま荘

福祉作業所を法人化

あしぬま荘に併設する知的障害者授産施設「ほがらか福祉園（仮称）」は、これまで無認可の小規模福祉作業所として、保護者会などが中心となって運営されてきました。しかし、施設入所の待機者の増加に対応した施設整備が急がれていたことから、今回、同施設に併設するとともに法人化し、通所定員の増加と施設の充実を図るものです。

赤い羽根募金

助け合いの輪広がる

街頭募金で子どもに赤い羽根を付ける長谷川市長

9月定例市議会が閉会

一般会計補正予算など可決

九月定例市議会が九月三十日に閉会し、市長提案のうち継続審査となった平成七年度一般・特別会計の決算認定を除く三十議案が可決・認定・承認されました。

可決されたのは、追加提案された衆議院議員選挙費用を含む一般会計補正予算、（仮称）東総合スポーツセンターの工事契約、平成七年度の病院事業および水道事業会計の決算認定などです。また、議員発案三件が可決されたほか、決算特別委員会が設置されました。

なお、陳情では地方事務官制度の廃止に関する意見書の提出についてが採択されています。

この道一筋 ㊹

家具職人　浅妻芳男さん（65歳、北山）

欅（けやき）の木目を生かす

「何十年たっても自分の作った家具は分かりますよ」と語る浅妻さん。

木工が好きだからと、この世界に入ったのは十五歳。弟子入り当初は、朝から晩まで鉋（かんな）掛けの毎日でした。「鉋をこなさなければ何も作れないから、必死になってがんばりましたね」と当時を振り返ります。

昭和四十七年に黒川村で全国植樹祭が行われた時には、きちょうめんな性格と正確な技術を見込まれ、植樹祭で昭和天皇が利用するテーブルを任されました。「節目一つない、これまで出会ったことのないような立派な檜（ひのき）材を前に、とても緊張したものです」と思い出を語ります。

十五年くらい前からは、欅材を使った家具作りに熱中。デザインから作製まで全部一人で行います。欅は使えるまでに生長するのに何百年もかかる木の王様。その木目を生かし、落ち着きと貫録がある家具に仕上げます。「欅ほど日本の部屋に似合うものはないね」と素材に対する思い入れは深く、「体が動く限り作り続けていきたい」と笑顔で語ります。

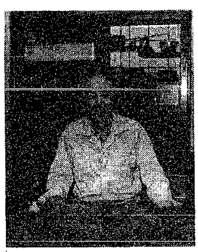
昭和21年から家具作りに携わって50年。くぎや接着剤を一切使用せず、つなぎ合わせる木材の一方に突起を作り、もう一方に差し込む穴を掘る昔ながらの方法で、家具を作り続ける。

O157電話相談

O157電話相談窓口を開設しています。
東保健所☎243・5311
西保健所☎266・5171
※土・日・祝日を除く

電話案内

市役所・市教育委員会
☎228-1000（代表）

テニスガーデンにいがた	276−8900
園芸センター	286−1034
水道局	266−9311
市民病院	241−5151
東保健所	**243−5311**
石山地区保健センター	286−4450
鳥屋野地区保健センター	285−2373
北地区保健センター	259−7332
西保健所	**266−5171**
西地区保健センター	262−3405
坂井輪地区保健センター	260−3255
急患診療（市医師会・県歯科医師会）	
急患診療センター	228−2822
休日歯科診療センター	283−3030

鳥屋野総合体育館屋内プール
利用時間変更のお知らせ

10月13日は団体専用利用のため一般利用は正午からになります。
問い合わせ　鳥屋野総合体育館（☎241-4600）へ

鳥屋野総合体育館
個人利用中止のお知らせ

10月20日は大会のため個人利用（バドミントン・卓球）を中止します。
問い合わせ　同館（☎241-4600）へ

木版画年賀状教室

日時　10月21日～12月16日午後1時半～3時半（全6回）
会場　東地区公民館
定員　先着20人　**参加費**　2,000円
申し込み　会場（☎241-4119）へ